

特別支援学校における性的マイノリティ児童生徒への対応と性に関する指導の実情：静岡県の養護教諭への調査を通して

著者	山元 薫，井出 智博，松尾 由希子，鎌塚 優子，玉井 紀子，細川 知子
雑誌名	静岡大学教育実践総合センター紀要
巻	29
ページ	1-8
発行年	2019-03-27
出版者	静岡大学教育学部附属教育実践総合センター
URL	http://doi.org/10.14945/00026347

特別支援学校における性的マイノリティ児童生徒への対応と 性に関する指導の実情

—静岡県養護教諭への調査を通して—

山元薫 井出智博 松尾由希子
(学校教育系列) (学校教育系列) (融合・グローバル領域)
鎌塚優子 玉井紀子 細川知子
(保健体育系列) (静岡英和学院大学人間社会学部) (LGBT しずおか研究会)

Current Status and Issues of Correspondence with Sexual Minority Students in Special Needs Education School

A survey for Yogo Teachers in shizuoka Prefecture

Kaoru YAMAMOTO, Tomohiro IDE, Yukiko MATSUO,
Yuko KAMAZUKA, Noriko TAMAI, Tomoko HOSOKAWA

abstract

In the present study, the correspondence of *Yogo* teachers with sexual minority students in special needs education schools was investigated using a questionnaire survey. Special needs education school *Yogo* teachers in Shizuoka prefecture (N=8; Mental Disorders, 7; Physically Handicapped, 2; Frail Disease, 3; Visual Disturbance, 3; Hearing impairment, 15; Mental Disorders and Physically Handicapped, 2; unknown) completed their knowledge about sexual minorities and actual conditions of these students. The following observations were noted: 1) several *Yogo* teachers in special needs education schools did not fully understand gender identity and Sexual orientation, 2) A sexual minority students is in the special needs school of eight schools. 3) The necessity for instruction to a sexual minority students is increasing every year, *Yogo* teachers in special needs education schools, the suitable lesson is not performed in a special support school. 4) The annual instruction plan of instruction about a sex was drawn up by 26 schools among 40 schools. 5) *Yogo* teacher in special needs education thought that systematic instruction was difficult, and that Special needs education school did not have instruction based on the characteristic of a child with handicap.

キーワード： 性的マイノリティ 特別支援学校 性に関する指導

I 問題と目的

平成 26 年、文部科学省は国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く）を対象として、学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査を行った。結果、全国の小中高等学校において、606 件の事例があったことが報告された。しかしながら、特別支援学校については、平成 26 年の調査において調査対象校であったものの報告がなく、その状況については明らかにならなかった。

その後、平成 27 年 4 月には「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」（平成 27 年 4 月 30 日）（以下、H27 通知）が教育委員会や各学校に通知され、平成 28 年 4 月には「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒

に対するきめ細やかな対応等の実施について（教職員向け）」（以下、手引き）が発行されるなど、各学校における支援体制の構築と推進、医療機関との連携、学校生活場面での支援、保護者との関係等の在り方から、性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒の相談体制等の充実が求められることとなった。

障害児・者への性に関する指導は、加瀬（1991）が行った盲・聾・養護学校（当時）を対象とした性に関する指導の実態調査では、実施率が 89.0%、「系統的・定期的に行っている」のは 20.0%であった。児嶋・越野・大久保（1996）が全国の知的障害特別支援学校を行った 1995 年の調査では、何らかの性に関する指導を行っていたのが 55.8%、「系統的・定期的」に実施している学校は 27.7%であった。児嶋

(2012) が全国の知的障害特別支援学校を対象に行った調査では、何らかの性に関する指導を行っていたのは 83.3%、「系統的・定期的」に実施しているのは 31.3%であった。このように何らかの指導をしているものの「系統的・定期的」に実施している学校が依然として少ないことから、特別支援学校における組織だった性に関する指導は確立されているとはいえない。

2008年5月に発行した障害者の権利に関する条約(以下、障害者権利条約)では、第23条「家庭及び家族の尊重」、および第25条「健康」にセクシャル・ライツに関する規定があり、この「普遍的な人権」が障害者に対しても保障されるべきものであることが示されている(児嶋・細渕, 2010)。これまで障害者を対象とした性教育では、「生殖に関すること」として捉えがちであり、井上ら(2010)によると特に知的障害者に対しては、30%の特別支援学校でしか実施していない現状があった。障害者を対象とした性に関する指導が充実してこなかった背景としては、「優生思想」が社会的に密かに潜んでいること(児嶋, 2017)や「寝た子を起すな」といった考えが保護者にも教職員にも依然として残る。しかしながら、児嶋(2012)が指摘するように性教育とは、セクシャル・ライツの主体者となるために保障されるものであり、その権利を障害児者も有していると言える。障害者権利条約では、障害者も「他の者と平等を基礎として、『人間の性』の権利主体であり、その主体者となるための情報及び教育を平等に受ける権利」が認められている。系統的・定期的指導がまだ確立していない特別支援学校における性に関する指導では、セクシャル・ライツの主体者となるための性教育についても充分ではないだろう。

そこで、本調査においては、井出ら(2018)の静岡県全公立小中高等学校及び特別支援学校の養護教諭を対象とした調査と同時に行った特別支援学校の調査結果と、合わせて行った特別支援学校における性に関する指導の調査から、特別支援学校における性的マイノリティ児童生徒への対応と性に関する指導の実態を明らかにすることとする。

II 方法

静岡県高等学校校長会及び特別支援学校校長会長の了承を得たうえで、静岡県内の全県立特別支援学校(40校)の養護教諭を対象にして、全員が出席する研修会の際に調査票を配布し、郵送で回収した。調査時期は、平成29年7月から8月で、回収率は95.0%(38校)であった。

回収された調査票のうち、知的障害特別支援学校8校、肢体不自由特別支援学校7校、病弱特別支援学校2校、視覚特別支援学校3校、聴覚特別支援学校3校、知的障害及び肢体不自由併設校15校であった。

表1 特別支援学校の障害種及び校数

学校種	校数
知的障害特別支援学校(分校・分教室を含む)	8
肢体不自由特別支援学校	7
病弱特別支援学校(分校を含む)	2
視覚特別支援学校	3
聴覚特別支援学校	3
知的障害・肢体不自由併置校(分校)	15
合計	38

回答者である養護教諭の経験年数は、図1に示すように幅広く、経験年数の平均値は13.6年、中央値は11年であった。あわせて、約45%の養護教諭が10年未満の経験者であった。特別支援学校を複数経験している養護教諭と、高等学校と特別支援学校の両方を経験している養護教諭とがいた。

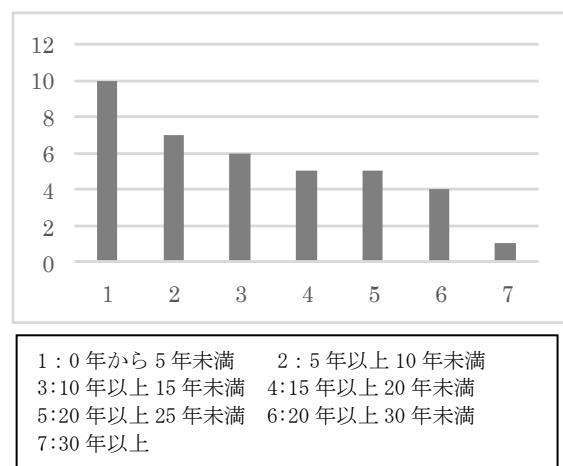


図1 養護教諭の経験年数

調査方法の内容は、井出ら(2018)と同様の項目「平成27年通知や手引きの周知状況について」「性的マイノリティに関する知識について」「対応する自信について」「性の多様性に関する授業実践について」「当事者生徒へ対応の実態について」などに加え、特別支援学校における性に関する指導について質問項目を付け加えた内容である。

なお、調査票にはLGBTや性的マイノリティ、性の多様性という用語を用いたが、それぞれについて「LGBT:L(Lesbian:女性同性愛者)、G(Gay:男性同性愛者)、T(Transgender:生まれたときに法律的/社会的に割り当てられた性別とは異なる性別を生きる人)」、「性的マイノリティ:LGBTなど、何らかの意味で性のあり様が非典型な人のこと」、「生徒の多様性:性を体の性、心の性(性自認)、ジェンダー、性的指向(好きになる性)などから構成されるものと捉える」といった説明の文章を提示した。

III 結果と考察

1. H27 通知と手引きの周知について

H27 通知と手引きについては、H27 通知では 34 人 (89.5%)、手引きでは 30 人 (78.9%) が知っていたと回答した (表 2)。どのようにして知ったかについては、知っているとは回答した養護教諭の内、65.7% が校内での通知文の閲覧や研修等での紹介が最も多かった。

表 2 養護教諭への周知状況

	通知		手引き	
	N	%	N	%
知らなかった	4	10.5	8	21.1
知っていた	34	89.5	30	78.9
合計	38	100.0	38	100.0

あわせて、校内における周知状況では、H27 通知も手引きも、半分以上の教職員が把握していないと回答している (表 3)。

このことから、H27 通知と手引きについては、養護教諭は知っているものの、教職員や学校全体では共有できていない状況が明らかになった。

表 3 校内における周知状況

	通知		手引き	
	N	%	N	%
ほぼすべて	2	5.6	1	2.9
半数以上	6	16.7	3	8.6
半分程度	1	2.8	0	0.0
2～3割	8	22.2	11	31.4
ほぼいない	19	52.7	20	57.1
合計	36	100.0	35	100.0

2. 当事者児童生徒の在籍状況と対応

現在の学校での性的マイノリティと思われる児童生徒の在籍については、8 校で在籍していると回答し、29 校で在籍していないと思うと回答し、1 校は未記入であった。この 8 校は障害種 (視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病気虚弱) や学校規模 (本校、分校、分教室) に関係なく、在籍していた。

養護教諭として、性的マイノリティの児童生徒が相談しやすい環境づくりとして取り組んでいることがあると回答した養護教諭が 19 人、取り組んでいないと回答した養護教諭が 19 人であった。

取り組んでいる内容としては表 4 に示すように、「自身が性の多様性に関連する研修会に参加」が 15 人、「性の多様性に関するポスターを掲示」が 4 人、「保健室内に性の多様性に関する本を置いた」が 4 人、「教員に向けた性の多様性に関する研修会を企画」が 3 人であった。「児童生徒を対象とした研修の企画」「レインボーフラッグ等の掲示」「保健室だよりへの記載」については 0 人であった。

学校として行っている具体的な対応については、

「行っている対応 (配慮) はない」と 34 校が回答した。「性自認に合わせた制服の着用を認めるなど、制服に関する配慮」については 1 校が行っていた。

表 4 当事者の児童生徒が相談しやすい環境づくり

項目	人数
養護教諭自身が性の多様性に関連する研修会に参加	15
性の多様性に関するポスターを掲示	4
保健室内に性の多様性に関する本を置いた	4
教員に向けた性の多様性に関する研修会を企画	3
児童生徒に向けた性の多様性に関する研修会を企画	0
レインボーフラッグ等の掲示	0
保健室だよりの中で性的マイノリティの話題に触れた	0

3. 性的マイノリティに関する知識について

「性的マイノリティ」「LGBT」という言葉を知っている」と回答した養護教諭が 37 人、「なんとなく知っている」が 7 人と、合わせると、全員が知っていた。養護教諭の専門性として性的マイノリティについての知識や指導・支援方法の理解については、「とても必要」が 27 人、「まあまあ必要」が 11 人と、全員が必要を感じていた。

以前 (5 年前) と比べて、養護教諭にとって性的マイノリティについての知識や対応方法が求められるようになってきていると感じるかについては、「とても求められるようになってきた」「まあまあ求められるようになってきた」「あまり変化はない」「まったく変化はない」の 4 件法で回答を求めたところ、83.8% の養護教諭がとても、まあまあ求められるようになってきたと回答した (表 5)。障害種を問わず、特別支援学校にも性的マイノリティの児童生徒が在籍していることから、養護教諭が専門的知識や対応方法を身に付ける必要性が高まっていると言える。

表 5 知識や対応方法についての変化

	N	%
とても	17	45.9
まあまあ	14	37.9
あまり変化ない	4	10.8
全く変化ない	2	5.4
合計	37	100.0

養護教諭が性的マイノリティに対して正しい知識を持っているかどうかを、松高 (2013) の調査内容を参考にして、同性愛や性同一性障害に関する知識を尋ねた。表 6 の中の下線があるものは、松高 (2013) が示した臨床的に適切と考えられる選択肢である。

おおむね、養護教諭の認識は、松高が臨床的に適切と考える選択しとして示したものと一致しているが、いくつかの項目でばらつきや違い、「わからない」の回答があった。

ばらつきが大きいのは、「同性愛者になるか異性愛者になるか、本人の希望で選択できる」「性的指向とは、同性愛なのか異性愛なのか両性愛なのかを指す言葉である」「同性愛になる主な背景の1つに性自認の混乱がある」の3つの項目である。これは、井出ら(2018)で得られた公立高等学校の養護教諭と同じ結果である。いずれも、性自認と性的指向について問う問題であることから、養護教諭の中でも、性自認と性的指向に関する理解が一致していなかったり、十分な理解が得られていなかったりする可能性があることが示された。

松高(2013)の臨床的に適切と考える選択肢と別の回答をした人数が多かったのが、「同性愛になる主な背景の1つに性自認の混乱がある」の項目である。この項目は同性愛に影響を与える要因を問う項目であり、基礎的な理解と関係する内容である。あわせて、知的障害がある場合には、性自認に混乱があったり、その時の環境に大きく影響を受けていたりすることも考えられる。

「わからない」の回答が多かったのは、「同性愛を治したいと訴える児童生徒に対して、同性愛を異性愛に変えようとするかかわりを行うことは適切である」の項目である。「わからない」と回答した理由としては、障害のある児童生徒の性的指向をどこまで共感できるのかといった養護教諭の不安や、指導してもいいのだろうかといった率直な疑問があるのではないかと考える。

表6 同性愛・性同一性障害に関する知識

	そう 思う	そう 思わ ない	わ か ら ない
同性愛は精神的な病気である	1	36	1
男性同性愛者の多くは女性的な言葉やしぐさを使う	3	35	0
女性同性愛者の多くは男性的な言葉やしぐさを使う	2	36	0
同性愛者になるか異性愛者になるか、本人の希望で選択できる	15	19	4
同性愛は治療や努力で異性愛に替えることができる	0	37	1
性同一性障害と同性愛の区別がよくわからない	4	32	2
性的指向とは、同性愛なのか異性愛なのか両性愛なのかを指す言葉である	20	11	6
性同一性障害になる主な背景の1つに幼少期の親子関係がある	2	28	7
同性愛になる主な背景の1つに性自認の混乱がある	18	14	6
同性愛になる主な背景の1つに幼少期の親子関係がある	2	25	10

性同一性障害と診断された児童生徒に対し、その子が希望する性で生活できるように関わることは不適切である	0	37	1
同性愛を治したいと訴える児童生徒に対して、同性愛を異性愛に変えようとするかかわりを行うことは適切である	4	15	19
今日の社会は同性者にとって精神的健康が悪化しやすい状況にある	25	6	6

4. 性の多様性に関する授業の取組

性的マイノリティや性の多様性についての授業について、児童生徒に対してどのような授業を行う必要があると考えるか、「かなり必要」「まあまあ必要」「あまり必要ではない」「まったく必要ではない」の4件法にて回答を求めた。4件法にて得られた結果を「かなり必要」：4、「まあまあ必要」：3、「あまり必要ではない」：2、「全く必要ではない」：1として算出した。結果、表7に示すように、「性的マイノリティの人権問題」3.57、「性的マイノリティも含めた性感染症」3.55、「性的マイノリティに関する基本的な知識」3.47、「性的マイノリティの医学上の位置付け」3.34の順に養護教育が必要と考える項目が続いた。

現在、授業として取り組んでいるものとする、
「性的マイノリティに関する基本的な知識」が4校、「性的マイノリティの人権問題」「性的マイノリティも含めた法律や条例」「性的マイノリティの医学上の位置付け」が2校、「性的マイノリティも含めた性感染症教育」が1校であった。いずれも、教科の窓口は保健体育で、実施者は担任や教科担当で、性感染症教育と医学上の位置付けについては外部講師であった。外部講師を招聘している場合は、単発的な取組であることが多く、継続的な指導や支援にはつながらないことが予想される。

表7 授業の取組

	必要	実施 校数	教科等	実施者
性的マイノリティに関する基本的な知識	3.47	4	保健体育	担任+ 教科担当
性的マイノリティの人権問題	3.57	2	保健体育 社会	教科担当
性的マイノリティをとりまく法律や条例	2.94	2	保健体育 社会	教科担当
性的マイノリティも含めた性感染症教育	3.55	1	保健体育	外部講師
性的マイノリティの当事者の講話	2.89	0	無	無
性的マイノリティも含めた性に関する指導	3.31	0	無	無
性的マイノリティをとりまく世界の動き	2.89	0	無	無
性的マイノリティの医学上の位置付け	3.34	2	保健体育	教科担当 外部講師

5. 実施している性に関する指導

性に関する指導の教育課程上の位置付けとして、小学部と中学部、高等部の3学部共に、各教科等を合わせた指導である日常生活の指導、生活単元学習と教科別の指導である保健体育（小学部は体育）で扱っていることはわかった（図2）。学部によって、中心となる指導形態が異なり、小学部では日常生活の指導で、中学部では保健体育の教科別の指導で、高等部では、日常生活の指導と保健体育で扱っていることがわかった。

日常生活の指導は、知的障害のある児童生徒を教育する場合に認められている教育課程であることから、知的障害を除く他の障害種では、小学部では体育で扱っていると考えられる。

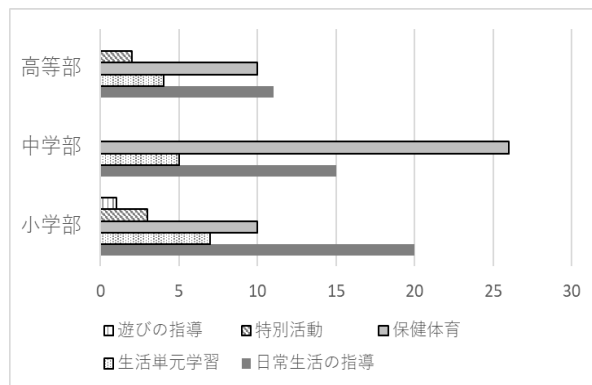


図2 性に関する指導の教育課程上の位置付け

性に関する指導に関する年間指導計画は26校で作成していると回答し、6校が作成していない、6校が把握していないと回答している。

性に関する指導について、37校で共通理解していると回答し、共通理解を図る集団の規模は、主には学部単位であった。

特別支援学校における養護教諭が体験した性に関する内容を選択肢の中から複数選ぶ形で回答を促したところ、多い順に「自分の性器を触る」31人、「友達に抱きつく」24人、「教員に抱きつく」18人、「性器を露出する」17人、「性に関するサイトにアクセスする」13人、「性被害にあった」13人、「性加害者になった」8人があげられた。これは、井上ら（2010）の結果と同様の傾向をしていた（図3）。

各学部で実施している性に関する指導の内容について、当てはまる項目について、複数回答可能を条件に選択する方法で回答を求めた。各学部で実施している性に関する指導の内容は、小学部では「身だしなみ」「身体の清潔」「男女の体の違い」、中学部では「身だしなみ」「身体の清潔」「コミュニケーション」、高等部では「身体の生活」「コミュニケーション」「男女交際」「いのちの誕生」が多かった。小学部、中学部では、「身だしなみ」「身体の清潔」等を中心

にしなが、身体のしくみを中心に指導しているが、高等部では、「身だしなみ」「身体の清潔」を小中学部と同様に重視しつつも、身体のしくみや男女交際、性の役割、性被害、性加害と幅広く取り扱っていることがわかった（図4）。

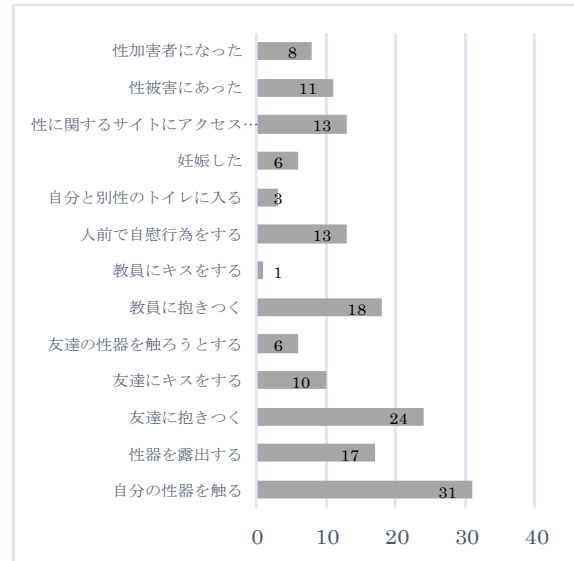


図3 特別支援学校の養護教諭が体験した性に関する内容

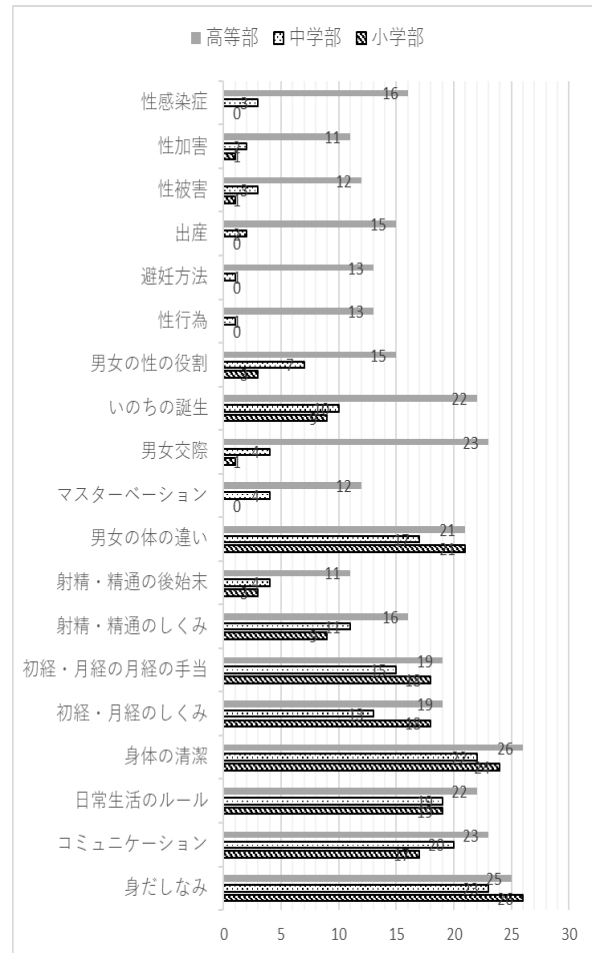


図4 各学部の性に関する指導の内容

特別支援学校における性に関する指導を行う際の困難さについて、「教え方がわからない」「学習の機会が少ない」「継続した指導・支援が難しい」「障害のある児童生徒に関する「性の指導」の知識が少ない」「家庭の協力が得られない」「教員の協力が得られない」の中かから複数回答可として当てはまるものを選択した。多い順に、「継続した指導・支援が難しい」22人、「障害のある児童生徒に関する「性の指導」の知識が少ない」21人、「学習の機会が少ない」14人があげられた(図5)。井上ら(2010)の調査に比べると、「教え方がわからない」「学習の機会が少ない」は減少し、指導の継続性や専門性が指摘されていることから、障害のある児童生徒を対象とした性に関する指導の方法も確立したり、広がりを見せていたりしているものの、継続した指導・支援は引き続き状況が変わっていない。

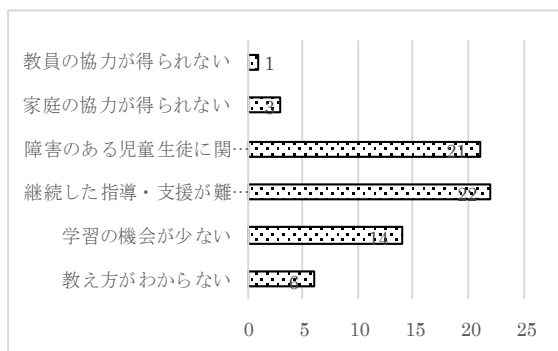


図5 性に関する指導を行う際の困難さ

IV 考察

1 特別支援学校における性の多様性に関する意識

(1) 養護教諭自身の理解の促進

特別支援学校の養護教諭のH27通知および手引きの認知度と周知度は、井出ら(2018)の報告にある公立高等学校の養護教諭の結果と同様にほとんどが把握していた。そして、特別支援学校の養護教諭の中でも、性的マイノリティの知識や指導・支援方法の必要性についても年々高まっていることも明らかになった。また、性的マイノリティの在籍が認識されている学校もある中で、養護教諭自身の知識とすると、性自認と性的指向について十分な理解が得られていなかったり、混乱があったりする状況があることがわかった。また、養護教諭は、従前の特別支援学校で行われている性に関する指導に対する違和感を抱いている実情も明らかになった。

実際に、性的マイノリティの児童生徒が在籍していると養護教諭が認識している学校もあることから、校内で指導を主に担当したり、アドバイザー的な役割を担ったりする養護教諭の正しい理解と指導経験の共有が促進される必要があると思われる。そのためには、学校種や障害種を問わず情報を共有できるネットワー

クシステムの構築や研修の場の設置が望ましいと考える。

(2) 管理職及び周囲の教員、保護者の理解の推進
養護教諭以外の職員の平成27通知と手引きの認知者数が半分以下だったことを考えると、周囲の理解に基づく指導と支援が求められることから、理解啓発のための研修が必要であろうと考える。養護教諭や管理職等の限られた職員のみが研修を受けるのではなく、理解が広まるような研修や管理職を対象とした校内体制を構築するための研修と目的的な研修の設置が求められる。

あわせて、今後は、性の多様性だけに焦点化した体制を整えるのではなく、発達障害等の様々な教育的支援の必要な児童生徒も包括した校内の支援体制づくりを進める必要があると思われる。

2 障害のある児童生徒の性に関する指導と性の多様性の実情

障害のある児童生徒の性に関する指導の調査から、指導方法については、ある程度確立してきていることがわかった。しかし、特別支援学校における養護教諭が体験した性に関する内容は、井上ら(2008)の「知的障がい児の性に関する行動」や山田・水内(2010)の「障害のある児童・生徒の性教育上の課題の内容」としてあげられた「性器いじり」「抱きつき」「自慰行為」「性に関するサイトへのアクセス」「性被害」「性加害」と同様の内容が、似たような比率で本調査でもあがった。おそらく、本調査の対象校の84.2%が知的障害者を対象とする特別支援学校であがったことも影響していると思われるが、障害特性がゆえに身に付きにくいことであることが予想され、今後も障害特性を踏まえた上で適切な指導を継続する必要がある。

しかしながら、難しいのは、児嶋・細渕(2010)のように、目の前の「性的問題行動」を変容するために、児童生徒の価値意識を、教員の求める価値意識への誘導していることはないだろうかという懸念である。これは、養護教諭自身も性に関する指導において懸念している内容である。池谷(2003)は「安易な性のモラルを持ち出して、子どもたちに教え込んではならないだろう」と指摘し、子どもの「性的自己決定権」をどの子も保障する必要性を指摘している。つまり特別支援学校の教員は、セクシャル・ライツの意識が弱く、性に関する指導の中に組み込まれていない実情がある。

今後も、障害特性や発達段階を踏まえつつ、セクシャル・ライツの主体者となるための性に関する指導と性的マイノリティ児童生徒への指導・支援ができる相談体制づくりや研修機会が必要と考える。

3 相談、連携できる機関の拡充とネットワークの構築

性的マイノリティの児童生徒に対しての知識や指導方法について必要性が高まっていると理解している養

護教諭も、実際的には研修への参加や理解啓発ポスターの掲示に留まっていたり、授業の内容にも直接的な介入ができていなかったりと、実際の指導支援に反映されていない現状がある。養護教諭が自信を持って、指導支援ができたり、アドバイスできたりするためには、養護教諭を支える連携機関が必要であると考えられる。今後は、養護教諭を含めて学校が専門的なアドバイスを適時適切にもらえる相談機関やネットワークの構築が求められる。

4 特別支援学校における性に関する指導の調査と性的マイノリティの児童生徒の指導・支援に関する調査の必要性

本調査においては、特別支援学校における養護教諭自身の性的マイノリティに対する知識や理解、認識について、学校における対応の概略、性に関する指導について実情が明らかになった。しかしながら、養護教諭自身のもっている悩みや要望、指導に関わったことのある担任等の具体に明らかにすることはできなかった。あわせて性に関する指導においても、障害種ごとの具体的な指導内容や使用する教材、小学部、中学部、高等部の指導の一貫性や系統性についても明らかにならなかった。そこで、今後は、障害種や発達段階、学校種ごとの比較検討を行っていく必要があると考える。

文献

- 池谷壽夫 (2003) セクシャリティと性教育 青木書店
井上京子・遠藤恵子・坪井禮子・石沢セイ子・松田水月・佐藤弘美 (2008) 幼児期に対する性教育の実態 (第2報) . 山形保健医療研, 11, 71-80.
井出智博・松尾由希子・鎌塚優子・山元薫・玉井紀子・細川知子 (2018) 公立高等学校における性的マイノリティ生徒への対応の現状と課題—静岡県の養護教諭への調査を通して—. 静岡大学教育学部研究報告 (人文・社会・自然科学篇) , 68, 71-88.
井上京子・菊地圭子・遠藤恵子 (2010) 特別支援学校の児童生徒の性に関する調査—教員を対象として—. 山形県立保健医療研究, 13, 83-94.
加瀬進 (1991) 我が国の障害児教育諸学校における性教育の現状 日本性研究会議会報 3 (2) 30-37
児嶋芳郎・越野和之・大久保哲夫 (1996) 知的障害児の性教育に関する一考察—養護学校全国調査より—. 奈良教育大学紀要 (人文・社会科学) , 45 (1) , 201-17.
児嶋芳郎・細渕富夫 (2010) 障害者の性及び性教育の国際的到達点と課題—障害者権利条約における審議過程を中心に—. 埼玉大学教育学部附属教育実践総合センター紀, 9, 81-90.
児嶋芳郎 (2012) 知的障害児への性教育の在り方に関する実証的研究. 東京学芸大学大学院連合学校教育研究科・博士学位論文

児嶋芳郎 (2017) 障害児・者の性、性教育に取り組む際の視点の検討—性の肯定的理解を促すために—. 現代性教育研究ジャーナル, 74, 1-2

松高由佳 (2013) 学生相談カウンセラーを対象とした同性愛・性同一性障害に関するアンケート調査結果報告書. 平成 27 年度構成労働科学研究費補助金エイズ対策研究事業 個別施策層のインターネットによるモニタリング調査と教育・検査・臨床現場における予防・支援に関する研究

山田晃生・水内豊和 (2010) 特別支援学校における性教育に対する意識と実態—国立大学法人の附属特別支援学校の教諭ならびに養護教諭を対象とした質問紙調査から—. 富山大学人間発達科学部紀, 5, 1, 49-64.

付記

本研究は公益社団法人ふじのくに地域・大学コンソーシアムの平成 29 年度共同研究助成 (「静岡県内の学校教育における性的マイノリティ児童生徒への教育相談体制整備についての研究」) を受けて行われた。調査にご協力いただきました静岡県高等学校養護教育研究会、及び養護教諭の先生方、校長先生方にお礼を申し上げます。